



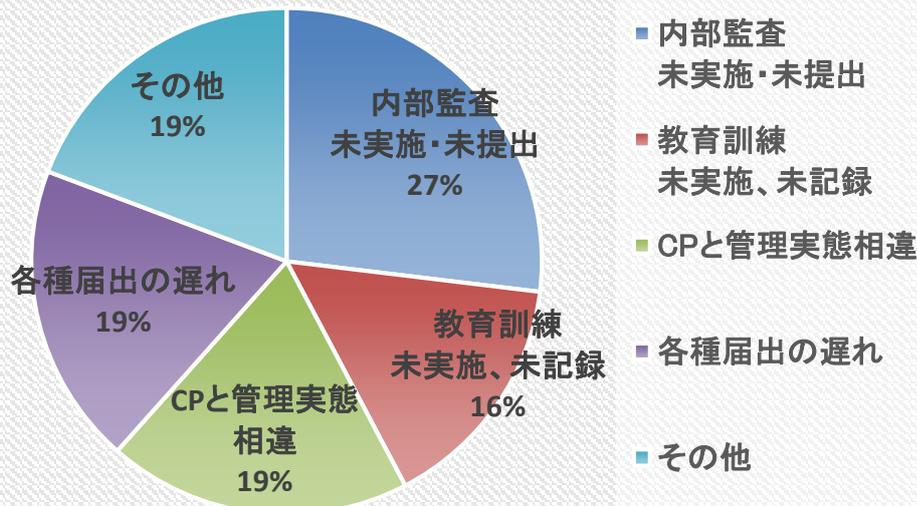
税関保税ニュース 第9号

発行：門司税関監視部保税地域監督官

保税業務検査時での指摘・指導事項について

保税地域監督官が行う保税業務検査では、許可条件や貨物管理が適正に履行されているか、確認しています。今回は保税業務検査の際に「非違」とはなりません、倉主等の方にお伝えすることが多い指摘・指導事項についてご紹介します。

2019年～2021年 門司税関における指導・指摘事項割合



このような指摘を受け、改善がない場合は次回の更新を受けられない、外貨の搬入停止、許可取消しの可能性もあるから気を付けてね！



- グラフのとおり、内部監査と教育訓練だけで約4割を占めています。どちらも毎年実施することとなっています！時期を決めて必ず実施してください！特に教育訓練では、CPに掲げられた保税担当者及び保税業務委託先に実施すべきところ、一部の担当者だけに実施している事案がありました。
- CPと管理実態の相違とは、例えばCPでは搬入時に書類と対査押印することになっているが実態は押印を行っていない。また、マニュアル管理からNACCS管理に切り替えているが、CPの改正を行っていない などです。
- その他の内訳を例として挙げると、
 - ・書き間違いなどの軽微な誤記帳
 - ・保税工場からの積戻貨物を併設蔵置場の保税地域コードで申告している。
 - ・NACCS管理資料取得漏れ防止のためのチェックリスト未作成 などとなっています。

国際的なオークション等における保税地域の活用について

令和2年から3年にかけて関税法基本通達の一部改正が行われ、国際的なオークション、ギャラリー、アートフェアの開催が保税蔵置場及び保税展示場で行えるようになりました。

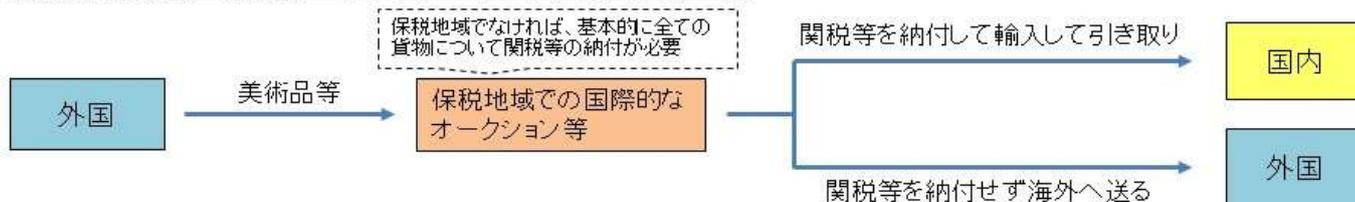
例えば、美術品等を蔵置した状態でオークションに出品し、落札後に輸入または海外向けに積み戻すといったことが可能となっています。

詳しくは、最寄りの税関保税担当窓口にお尋ねください。

国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアにおける保税地域の活用

美術品等の国際的なオークションや、アートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアについて、外国貨物の蔵置や展示ができる保税地域において開催するための許可申請手続き等を明確化(令和2年12月)。保税地域でオークション等を開催した場合、外国貨物の美術品等について関税等を留保した状態で展示が可能となる。

保税地域を活用したオークション・ギャラリー・アートフェアのイメージ



国際的なアートフェア：保税展示場

保税展示場とは

国際博覧会、見本市等において、外国貨物を展示する会場として使用できる場所として、税関長が許可する保税地域

活用事例：アートフェア東京2021

- 令和3年3月、制度改正後に初めて保税展示場の許可を受けて開催されたアートフェア
- 東京国際フォーラムで4日間にわたり開催され、約4万人が来場



国際的なオークション・ギャラリー：保税蔵置場

保税蔵置場とは

特定の場所や施設で、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可する保税地域

活用事例：2021東京オークション

- 令和3年10月、アートオークションとして初めて保税蔵置場を活用し羽田空港第1ターミナルで開催
- 約200点の展覧作品の内、33点が外国から持ち込まれた保税品

海外作家の作品に加え、村上隆、奈良美智、草間彌生の作品も一部が保税品として出展



◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス moji-hozei@customs.go.jp

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387



門司税関HP